

# JIS

## 複写機・複合機一図記号

JIS B 0139 : 2020

(JBMIA/JSA)

令和 2 年 2 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	伊藤 智	一般社団法人情報処理学会情報規格調査会 (国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構)
	岩淵 幸吾	一般社団法人電子情報技術産業協会
	内田 富雄	一般財団法人日本規格協会
	江崎 正	IEC/SMB 日本代表委員 (ソニー株式会社)
	住谷 淳吉	一般財団法人電気安全環境研究所
	高村 里子	全国地域婦人団体連絡協議会
	田中 一彦	一般社団法人日本電機工業会
	橋爪 弘	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	平田 真幸	IEC/CAB 日本代表委員 (富士ゼロックス株式会社)
	藤原 昇	一般社団法人電気学会
	水本 哲弥	東京工業大学
	山根 香織	主婦連合会

---

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：昭和 56.1.15 改正：令和 2.2.20

官 報 掲 載 日：令和 2.2.20

原 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ TEL 03-6809-5010)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 機器で使用するための図記号の基本原則	2
5 図記号の出典	2
6 図記号の使用方法	2
6.1 一般事項	2
6.2 図記号の位置	3
6.3 図記号の向き	3
6.4 図記号の規定	3
7 図記号の詳細	3
附属書 JA (参考) 図記号一覧表	40
附属書 JB (参考) ISO/IEC 13251 及び他国際規格図記号と JIS B 0139 図記号との対比	47
附属書 JC (参考) JIS と対応国際規格との対比表	49
解 説	63

## まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMIA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 0139:2007** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

## 複写機・複合機—図記号

## Copying machines—Graphical symbols

## 序文

この規格は、2019年に第2版として発行されたISO/IEC 13251を基に、製品の対象を複写機及び複合機に限定したため、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JC** に示す。

## 1 適用範囲

この規格は、複写機、及びプリンター、ファクシミリなどの機能を含む複合機（以下、複合機という。）を使用者が操作するときの支援のための図記号について規定する。これらの記号は、他の適切な応用分野で用いてもよい。

**注記** この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO/IEC 13251:2019, Information technology—Collection of graphical symbols for office equipment (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、ISO/IEC Guide 21-1に基づき、“修正している”ことを示す。

## 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格のうちで、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS Z 8221-1:2006** 機器・装置用図記号の基本原則—第1部：図記号原形の創作

**注記** 対応国際規格：IEC 80416-1, Basic principles for graphical symbols for use on equipment—Part 1: Creation of symbol originals

**JIS Z 8221-2:2006** 機器・装置用図記号の基本原則—第2部：矢印の形及び使用方法

**注記** 対応国際規格：ISO 80416-2, Basic principles for graphical symbols for use on equipment—Part 2: Form and use of arrows

**JIS Z 8221-3:2006** 機器・装置用図記号の基本原則—第3部：図記号を使用するときの指針

**注記** 対応国際規格：IEC 80416-3, Basic principles for graphical symbols for use on equipment—Part 3: Guidelines for the application of graphical symbols

ISO 7000, Graphical symbols for use on equipment—Registered symbols

ISO 80416-4:2005, Basic principles for graphical symbols for use on equipment—Part 4: Guidelines for the